

農地法の適用外証明のしおり

適用外証明とは、現況が非農地である土地について、その土地の所有者等からの申請に対し、農業委員会が行う「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明をいいます。

農業委員会が証明できる範囲は、土地登記簿の地目が田または畑で、その土地全体の現況が農地及び採草放牧地以外になっている土地で、農地法の適用を受けないことが明白なもので、次に掲げるもののいずれかに該当するものに限られます。

- ① 天災地変等の不可抗力による農地のかい廃（被災農地）
- ② 農地統制の適用を受けないで転用された土地（許可不要事案）
- ③ 農地法所定の許可を得て転用された土地（地目変更未登記事案など）
- ④ 非農地となって長年月（20年）を経過し、農地復旧の困難な土地

○申請締切

毎月5日

○手数料

1件につき300円（現金での支払いとなります。）

○提出書類

提出書類	留意事項	申請者 チェック
農地法の適用外証明願	・2部用意すること	
土地の全部事項証明書	・全部事項証明書に記載されている所有者の住所が現住所と異なる場合は、住所の変遷が確認できる書類（住民票または戸籍の附票）を添付。 ・インターネットで取得できる「登記情報提供サービス」は使用不可。	
公図	・法務局備付図面の写し	
位置図	・最寄り市役所（本庁・支所）や駅などとの位置関係がわかるように作成したもの。	
現況見取図（配置図）	・建築・整備されている工作物の配置を表示する図面。	
現況の写真	・複数の角度から撮影されているもの。	
証拠書類（20年経過したことがわかる書類）	該当地の建築年数が記載されている下記の書類を原則とする。 ・固定資産税（土地・家屋）課税明細書 ・資産証明書	